

合併協議会だより

発行・編集／相模原市・藤野町合併協議会、相模原市・城山町合併協議会
〒229-0036 神奈川県相模原市富士見6-6-23 けやき会館3階 ☎042-769-8206

合同発行

第1回相模原市・城山町 合併協議会の協議結果について

4月24日（月）午後1時30分から、けやき会館5階大樹の間において、第1回相模原市・城山町合併協議会が開催され、合併の期日、新市の名称など32の協議事項について協議が行われ、提案された協議事項はすべて原案どおり決定されました。

議事等の内容については次のとおりです。

報告事項 1

次の規約・規程について、報告し、承認されました。

- 報告第1号 協議会規約について
- 報告第2号 幹事会規程について
- 報告第3号 専門部会規程について
- 報告第4号 事務局規程について
- 報告第5号 財務規程について
- 報告第6号 会議運営規程について
- 報告第7号 会議傍聴規程について

協議事項

協議第1号 平成18年度事業計画について

原案のとおり決定

- 1 会議の開催
相模原市及び城山町の合併に関する協議等を行うため、合併協議会の会議を開催する。
- 2 合併市町村基本計画の作成
合併後の新市の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本方針及び事業に関する事項並びに財政計画等を作成する。
- 3 行政制度等の調整方針の協議
主要な行政制度等について、合併協定項目として調整方針を協議する。
- 4 合併協定書の調印
合併市町村基本計画の作成及び行政制度等の調整方針の協議に基づいて、合併協定書の調印を行う。
- 5 広報の実施
合併協議会だよりの発行及びホームページの開設等による情報提供、意見の募集を行う。

第2回相模原市・城山町合併協議会を開催

5月9日（火）に第2回合併協議会が開催され、相模原市・城山町合併市町村基本計画について協議がされました。現在、計画の素案に対して、住民の皆様からご意見を募集しておりますので、その結果を踏まえて、次回協議会で継続して協議することとなりました。詳しくは次号（6月15日発行予定）でお知らせいたします。

協議第2号 平成18年度予算について

原案のとおり決定

平成18年度予算 (単位：千円)

歳入	款	項	金額
	1 負担金	1 負担金	40,000
歳入合計			40,000

歳出	款	項	金額
	1 事業費	1 事業推進費	36,030
2 総務費	1 事務局費	3,530	
3 予備費	1 予備費	440	
歳出合計			40,000

協議第3号 合併協定項目について

原案のとおり決定

- 1 合併の方式
- 2 合併の期日
- 3 新市の名称
- 4 新市の事務所の位置
- 5 議会議員の定数及び任期の取扱い
- 6 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い
- 7 特別職の身分の取扱い
- 8 一般職の職員の身分の取扱い
- 9 財産の取扱い
- 10 条例、規則等の取扱い
- 11 事務組織及び機構の取扱い
- 12 行政連絡機構の取扱い
- 13 慣行の取扱い
- 14 公共的団体等の取扱い
- 15 町名・字名の取扱い
- 16 土地利用の取扱い
- 17 上下水道事業の取扱い
- 18 地方税の取扱い
- 19 国民健康保険事業の取扱い
- 20 介護保険事業の取扱い
- 21 保健衛生事業の取扱い
- 22 使用料、手数料の取扱い
- 23 補助金、交付金等の取扱い
- 24 一部事務組合等の取扱い



- 25 消防団の取扱い
- 26 防災事業の取扱い
- 27 地域自治区等の設置及び都市内分権
- 28 各種事務事業の取扱い
- 29 合併市町村基本計画

協議第4号 合併の方式について

原案のとおり決定

合併の方式は、城山町を廃し、その区域を相模原市に編入する編入合併とする。

なお、各市町の文化や伝統を尊重し、地域の個性と特色を活かしたまちづくりを進める。

協議第5号 事務事業一元化の基本方針について

原案のとおり決定

- 1 基本原則
 - (1) 一体性の確保
新市に移行する際、住民の生活に支障をきたさないようできるだけ早く一体性を確保できるよう調整する。ただし、従来の経緯や財政への影響を勘案し、早期に統一できないものについては、段階的に調整する。
 - (2) 住民福祉の向上
現在、各市町で行っている各種行政サービスについては、住民とのパートナーシップの観点からサービス水準や内容を十分検討し、より効果的な方法で住民福祉の向上が図られるよう調整に努める。
 - (3) 負担の公平
使用料・手数料や地方税など住民が直接負担するものについては、その料金や税率について負担公平の原則に立ち、住民に不公平感を与えないよう十分配慮し、調整に努める。
 - (4) 健全な財政運営
新市の財源確保に努めるとともに、効率的な財政運営を目指し、地方分権の時代に対応した健全財政に努める。
 - (5) 行政改革の推進
事務事業の調整を図る際には、社会情勢の動向も踏まえ、事業の妥当性・必要性についても十分検討を行い、行政改革を推進する観点から、事務事業の見直

しに努める。

(6) 地域特性の尊重

各市町が実施してきた事業のうち、それぞれの地域性やこれまでの経緯の中で行われてきた事業等については、それぞれの地域が有する特性を活かした魅力あるまちづくりの実現に向け、地域特性の尊重に努める。

2 調整方針

- (1) 新市における住民福祉の向上に向け、基本原則に基づき、相模原市の制度を基準に統一・調整を図る。
- (2) 関係市町の制度のうち、地域特性を有するもの、合併後ただちに統一・実施することで、住民生活等に大きな影響を与えるものについては、経過措置の設定等、円滑な移行に向けた調整を図る。

協議第6号 合併の期日について

原案のとおり決定

合併の期日は、平成19年3月11日とする。

協議第7号 新市の名称について

原案のとおり決定

新市の名称は、相模原市とする。

協議第8号 新市の事務所の位置について

原案のとおり決定

新市の事務所の位置は、相模原市中央2丁目11番15号（現在の相模原市役所の位置）とする。

協議第9号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて

原案のとおり決定

議会議員の定数及び任期については、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第8条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を適用し、相模原市の議会議員の残任期間及び合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会議員の任期に相当する期間に限り、編入される城山町に設けられる選挙区の議会議員の定数は、2人とする。

（2面に続く）

協議第10号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

原案のとおり決定

- 1 城山町の農業委員会は、相模原市西農業委員会に統合する。
- 2 城山町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第11条第1項の規定を適用し、相模原市西農業委員会の委員の残任期間、同農業委員会委員として在任する。
- 3 市町村の合併の特例等に関する法律の適用期間経過後の選挙による委員の数については、次のとおりとする。

区域	委員数
相模原市東農業委員会	20人
相模原市西農業委員会	15人

協議第11号 特別職の身分の取扱いについて

原案のとおり決定

城山町の常勤の特別職(教育長を含む。)及び執行機関の委員(農業委員会委員を除く。)については、合併の期日の前日をもって失職する。

協議第12号 一般職の職員の身分の取扱いについて

原案のとおり決定

- 1 城山町の一般職の職員は、すべて相模原市の職員として引き継ぐ。
- 2 職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、公正に取り扱う。

協議第13号 財産の取扱いについて

原案のとおり決定

- 1 城山町の財産は、すべて相模原市に引き継ぐ。なお、基金の取扱いについては、その設立の趣旨に配慮し調整する。
- 2 城山町の各財産区が所有する財産は、財産区有財産として相模原市に引き継ぐ。

主な意見

城山町委員

城山町の基金は、町の厳しい財政の中から、苦労して積み上げられたものであるため、その設立の趣旨や地域性を考慮して活用願いたい。

財務部会

城山町で設けられた基金については、今後、新市において、引き続き設けることの必要性などを検討し、設立の趣旨に配慮して調整していく。

協議第14号 条例、規則等の取扱いについて

原案のとおり決定

相模原市の条例、規則等を適用する。ただし、各種事務事業等の調整を踏まえて、必要に応じ規定の整理をする。

協議第15号 事務組織及び機構の取扱いについて

原案のとおり決定

- 1 城山町の役場は、合併前の役場における住民サービスを確保し、地域の拠点として、窓口業務をはじめ、まちづくりや産業振興を支援する機能を持つ、総合的な事務所とする。
- 2 城山町の出先機関は、住民サービスの低下を招くことがなく、地域の特色を生かせる機能を持つ組織とする。
- 3 城山町に設置されている附属機関は、相模原市の同種の附属機関に統合する。ただし、城山町の地域性から設置されている附属機関は、現行のまま新市に引き継ぐ。

協議第16号 行政連絡機構の取扱いについて

原案のとおり決定

- 1 行政連絡機構及び行政連絡業務については、合併時は現行どおりとし、合併後新市の一体性を確保するために、3年を目途に見直しを行う。
ただし、行政連絡業務のうち、広報紙の配布については、自治会運営に支障のないよう配慮し、合併時に相模原市の制度に統合する。
- 2 自治会等への運営や活動に対する助成等は、当面、現行の支援制度を基本とし、合併後、3年を目途に見直しを行う。

協議第17号 慣行の取扱いについて

原案のとおり決定

- 1 市章は、相模原市のものに統合する。
- 2 市の花、木、鳥及び色は、相模原市のものに統合する。ただし、合併により改定の必要があるものについては、新市において検討する。
- 3 市民憲章、市民憲章以外の憲章及び宣言並びに市の歌は、相模原市のものに統合する。ただし、合併により文言が新市の実情にそぐわなくなるものなどについては、新市において新たな制定、修正等を検討する。

協議第18号 公共的団体等の取扱いについて

原案のとおり決定

- 公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの団体の実情を尊重しながら、次のとおり調整に努める。
- 1 共通の目的を持った団体は、原則として合併時に統合できるよう調整に努める。
 - 2 共通の目的を持った団体で、統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。
 - 3 独自の目的を持った団体は、原則として現行のとおりとする。

主な意見

城山町委員

額に差はあるが、各団体には基金がある。多額の基金を所有している団体では、その取扱いについて悩んでいる場合がある。基金がうまく処理できるよう方向付けをしてほしい。

事務局

公共的団体等については、基本的には統合できるよう調整に努めていただく考えである。しかし統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整を行うことになっているので、その中で調整等をしたいと考える。

城山町委員

商工会議所と商工会はそれぞれ異なる法律に基づき地域活動をしているため、一体性ということが難しい面があると考え。時間をいただきながら両団体の連携を進めていきたいと考える。

協議第19号 町名・字名の取扱いについて

原案のとおり決定

- 1 相模原市の区域内の町(字)の区域及び名称は、現行のとおりとする。
- 2 城山町の区域内の町(字)の区域は、原則として現行のとおりとする。
- 3 城山町の区域内の町(字)の名称は、町の意向を尊重する。

協議第20号 土地利用の取扱いについて

原案のとおり決定

土地利用の取扱い(都市計画区域及び区域区分等)については、土地利用の規制の急激な変化を避けるため、現行のまま新市に引き継ぎ、住民の意向を踏まえた中で、合併後の新市において検討する。

協議第21号 上下水道事業の取扱いについて

原案のとおり決定

- 1 水道事業
現行のまま新市に引き継ぐ。
- 2 下水道事業
(1) 公共下水道事業受益者負担金制度については、合併時に相模原市の制度に統合する。
ただし、合併前に事業認可を受けた区域で事業認可期間内(平成24年3月まで)での整備については、城山町の負担金額を引き続き適用する。
- (2) 公共下水道事業受益者分担金制度については、合併時に相模原市の制度を適用する。
- (3) 公共下水道使用料については、原則として合併時に相模原市の制度に統合する。
なお、新市において改定時期及び減免規定の見直しを行う。

協議第22号 地方税の取扱いについて

原案のとおり決定

- 1 個人市町民税の均等割及び所得割の税率については、現行のとおりとし、普通徴収の納期につい

- ては、相模原市の制度に統合する。
- 2 法人市町民税の均等割の税率については、現行のとおりとする。
法人税割の税率については、相模原市の制度に統合する。ただし、合併年度に限り、不均一課税を実施する。
 - 3 固定資産税の税率については、現行のとおりとし、納期については、相模原市の制度に統合する。
 - 4 軽自動車税の税率については、相模原市の制度に統合する。
 - 5 事業所税については、相模原市の制度を適用する。ただし、合併年度及びこれに続く5年度に限り、課税免除を実施する。
 - 6 都市計画税の税率については、現行のとおりとし、納期については、相模原市の制度に統合する。
 - 7 入湯税については、相模原市の制度を適用する。

協議第23号 国民健康保険事業の取扱いについて

原案のとおり決定

国民健康保険事業の取扱いについては、合併時に相模原市の制度に統合する。

協議第24号 介護保険事業の取扱いについて

原案のとおり決定

介護保険事業の取扱いについては、合併時に相模原市の制度に統合する。

協議第25号 保健衛生事業の取扱いについて

原案のとおり決定

保健衛生事業の取扱いについては、相模原市の制度に統合する。ただし、一部の事務事業については、地域の実情を考慮し、現行のまま新市に引き継ぐ。

協議第26号 使用料、手数料の取扱いについて

原案のとおり決定

- 1 施設等の使用料については、原則として現行のまま新市に引き継ぐ。
- 2 道路、河川等の占用料については、原則として相模原市の制度に統合する。
- 3 手数料については、原則として相模原市の制度に統合する。

主な意見

城山町委員

公民館の使用料は現状では市町に違いがあるが、合併後は共通の立場で不公平感なく一律無料で扱うよう調整願いたい。

生涯学習部会

各市町の使用料に対する考え方や経緯を踏まえ、原則、現行どおり引き継ぐこととしているが、新市の一体性を確保するため、合併後に新市の中で検討することになると考える。

協議第27号 補助金、交付金等の取扱いについて

原案のとおり決定

補助金、交付金等の取扱いについ

ては、従来からの経緯、実情等に配慮して次のとおり調整する。

なお、義務的補助金を除く全ての補助金、交付金等について、合併後においても補助効果等を踏まえて見直しを行う。

- 1 同一又は同種の団体・事業等に対する補助制度は、統合の方向で調整する。
- 2 各市町独自の団体・事業等に対する補助制度は、合理的な理由がある場合については、当面現行制度を認めるが、市域全体の均衡を保つように原則合併後3年以内を目途に調整する。

協議第28号 一部事務組合等の取扱いについて

原案のとおり決定

1 一部事務組合の取扱い

城山町が加入している神奈川県市町村職員退職手当組合については、合併の期日の前日をもって脱退し、その事務は、新市に引き継ぐ。

2 事務の委託の取扱い

(1) 公平委員会事務委託

城山町が神奈川県に委託している公平委員会事務については、合併の期日の前日をもって廃止し、その事務は、新市に引き継ぐ。

(2) 公共下水道使用料徴収事務委託

城山町が神奈川県に委託している公共下水道使用料徴収事務については、合併の期日の前日をもって廃止し、その事務は、新市に引き継ぐ。

(3) 一般廃棄物処理事務委託
城山町が相模原市に委託している一般廃棄物処理事務については、合併の期日の前日をもって廃止し、その事務は、新市に引き継ぐ。

(4) 消防事務委託

城山町が相模原市に委託している消防事務については、合併の期日の前日をもって廃止し、その事務は、新市に引き継ぐ。

3 土地開発公社の取扱い

城山町に設置されている城山町土地開発公社については、合併の期日の前日までに解散し、その事務及び財産は、新市及び相模原市土地開発公社に引き継ぐ。

相模原市に設置されている相模原市土地開発公社については、新市において存続する。

4 第3セクターの取扱い

相模原市に設置されている民法法人・商法法人等については、新市において存続する。

協議第29号 消防団の取扱いについて

原案のとおり決定

消防団の取扱いについては、合併時に相模原市の消防団に統合するが、城山町の消防団の現状を考慮しつつ新市の消防団の一体性が確保できるよう調整する。

主な意見

城山町委員

新たな消防団組織を検討するという調整方針となっているが、どの

ような形になると考えているのか。
消防部会

各町の消防団にも歴史と伝統があるため、津久井、相模湖との合併時には3団体体制でスタートし、全体の一体性を確保するために団長会を設置している。今回の合併でも、当初は5団体体制でスタートすることが想定される。その後は、2年毎の団長の任命替えの際に、消防団のあり方について検討する。

協議第30号 防災事業の取扱いについて

原案のとおり決定

防災事業の取扱いについては、災害時の対応に支障をきたさぬよう相模原市の制度に統合する。また、合併後3年を目途に事業の根幹となる地域防災計画を策定する。

協議第31号 地域自治区等の設置及び都市内分権について

原案のとおり決定

合併前の地域の歴史や文化などの特色を生かしつつ、合併後の新市における一体的なまちづくりを円滑に進めるための経過措置として、市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第23条第1項の規定に基づく地域自治区を次の「地域自治区の設置に関する協議」のとおり設置する。

新市全体の都市内分権の在り方については、平成23年4月を目途に検討する。この場合において、都市内分権の在り方の検討結果が、本協議事項に影響を及ぼすと認めるときは、

設置期間等協議事項を変更する措置を講ずる。

「地域自治区の設置に関する協議」は下記をご覧ください。

協議第32号 相模原市・城山町合併市町村基本計画(素案)について

原案のとおり決定

合併市町村基本計画(素案)は、4面の意見募集のお知らせに記載の場所で配布しています。また、合併協議会ホームページでもご覧いただけます。協議第32号及び報告第9号合併まちづくり計画(案)については、関連があるため、一括して協議しました。

主な意見

城山町委員

「都市住民との交流による里山づくりの推進(小松・城北地区の整備支援)」が計画に位置付けられているが、この事業は、3年間の県指定モデル事業として実施している。緑を保全しながらの里山づくりには年月がかかり、新市のオアシスを作るという目的からも、引き続き支援をいただきたい。

事務局

施策体系の「自然・環境」分野においても、「里山・谷戸環境の保全」として施策に位置付けられており、今後も県と協力しながら事業推進を図り、新市へ引き継いでいくものとする。

城山町委員

本町においては、通勤・通学が(4面に続く)

地域自治区の設置に関する協議

地域自治区の設置

第1条 市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第23条第1項の規定に基づき、合併前の城山町の区域を単位とした地域自治区を設置する。

地域自治区の名称

第2条 地域自治区の名称は、城山町とする。

地域自治区の設置期間

第3条 地域自治区の設置期間は、合併の日から平成23年3月31日までとする。

地域自治区の事務所

第4条 地域自治区の事務所(以下「事務所」という。)の位置、名称及び所管区域は、次のとおりとする。

地域自治区	事務所の位置	事務所の名称	事務所の所管区域
城山町	相模原市城山町久保沢一丁目3番1号	城山町地域自治区事務所	合併前の城山町の区域

- 2 事務所は、市長の権限に属する事務の一部を分掌し、及び次条に規定する地域協議会の庶務を処理する。
- 3 事務所に事務所長を置き、事務吏員をもって充てる。

地域協議会の設置

- 第5条 地域の住民の意見を反映させるため、地域自治区に地域協議会を設置する。
- 2 地域協議会の名称は、城山町地域協議会とする。

地域協議会の構成員

- 第6条 地域協議会を組織する構成員(以下「構成員」という。)は、当該地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから市長が選任する。
- 2 市長は、構成員の選任に当たっては、当該地域自治区の住民の多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。
- 3 構成員の定数は、30人以内とする。
- 4 構成員の任期は、2年とする。ただし、補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 構成員は、再任を妨げない。
- 6 構成員には、報酬は、支給しない。

地域協議会の会長及び副会長

第7条 地域協議会に会長及び副会長1人を置き、構成員の互選により定める。

- 2 会長及び副会長の任期は、地域協議会の構成員の任期による。
 - 3 会長は、地域協議会の事務を掌理し、地域協議会を代表する。
 - 4 副会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
 - 5 市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、会長及び副会長を解任することができる。
- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるときその他その職に必要な適格性を欠くと認めるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他会長又は副会長たるに適しない非行があると認めるとき。

地域協議会の権限

- 第8条 地域協議会は、次に掲げる事項のうち、市長その他の市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市長その他の市の機関に意見を述べることができる。
 - (1) 当該事務所が所掌する事務に関する事項
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市が処理する当該地域自治区の区域に係る事務に関する事項
 - (3) 市の事務処理に当たっての当該地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項
- 2 市長は、次に掲げる事項であって地域自治区の区域に係るものについては、あらかじめ、当該地域協議会の意見を聴かななければならない。
 - (1) 合併市町村基本計画の変更に関する事項
 - (2) 合併協議会における協議事項及び重要な事務事業の調整方針の変更に関する事項
 - (3) 基本構想及び総合計画の策定又は変更に関する事項
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が認める重要事項
- 3 市長その他の市の機関は、前2項の意見を勧告し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

地域協議会の会議

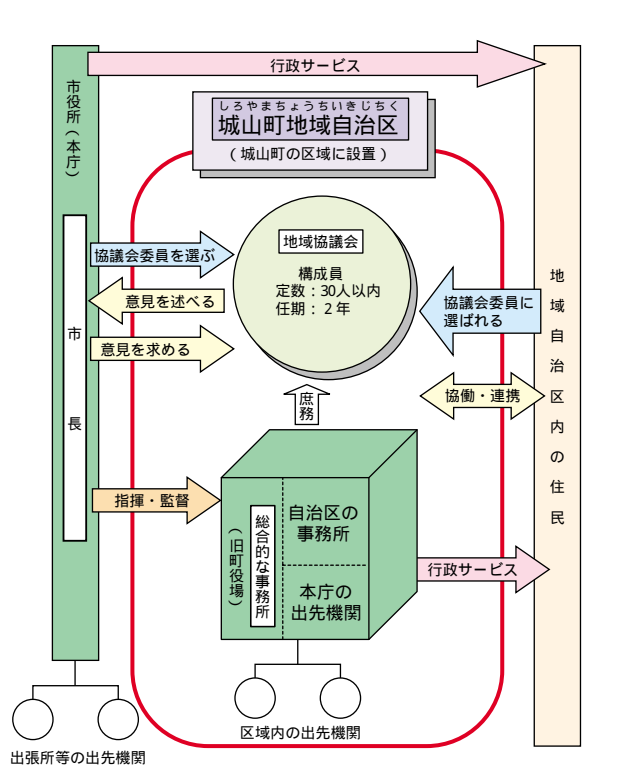
- 第9条 地域協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。
- 2 会議の議長は、会長が務めるものとする。
- 3 会長は、構成員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。
- 4 会議は、構成員の半数以上が出席しなければ、開く

- ことができない。
- 5 会議の議事は、出席構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 会長は、審議上必要があると認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。
- 7 会議は原則として公開とする。ただし、議長が必要と認める場合は、会議に諮った上で公開しないことができる。

委任

第10条 この協議書に定めるもののほか、地域自治区の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

市役所・総合的な事務所と城山町地域自治区のイメージ



不便のため、若者が町外へ流出している現状がある。津久井広域道路の整備促進に努めていただいているが、津久井地域全体の交通の利便性を図るための調査研究をお願いしたい。

土木部会

相模原市では、現在、道路整備10カ年計画を策定している。その計画の中で、今後、城山町とを結ぶ都市計画道路相原宮下線の整備を進めるとともに、国道413号や津久井広域道路などの整備促進を県に要望し、交通アクセスの利便性の向上を図っていきたい。

城山町委員

合併後の給食の取扱いはどのようになるのか。

教育総務部会

中学校給食について、城山町では給食センターでの完全給食となっているが、相模原市では、津久井町地域を除いて、すべてミルク給食である。調整方針としては、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、相模原市の中学校給食のあり方については、合併後3年間で新市において検討することとなっている。

城山町委員

コミュニティバスに関しては、多くの町民の方が関心を持っている。相模原市では、路線バスのあり方について、どのような検討が

されているのか。

都市部会

路線バスのあり方については、平成20年に実施される東京都市圏のパーソントリップ調査などの結果や、今後策定される新市の総合計画、総合都市交通計画と照らし合わせながら、検討していきたい。また、相模原市では、バス交通対策基本計画を策定しており、現在、生活交通としての足の確保が不十分な地域にコミュニティバスを運行し、実験を行っているため、これらの結果も踏まえ検討していきたい。

報告事項 2

報告第8号 各種事務事業の取扱いについて

Bランク37項目、Cランク927項目の各種事務事業の取扱いについて報告し、承認されました。

報告第9号 合併まちづくり計画(案)について

協議第32号「相模原市・城山町合併市町村基本計画(素案)」について」と併せて説明、報告がされ、承認されました。(合併まちづくり計画(案)については、合併協議会ホームページ、合併協議会だより第13号(5月1日発行)、または下記の意見募集のお知らせに記載の配布場所にてご

覧いただけます。)

合併まちづくり計画(案)は、相模原市・藤野町合併協議会で作成された「相模原市・藤野町合併基本計画」と、相模原市・城山町合併協議会で作成する「相模原市・城山町合併基本計画」を集約し、相模原市と城山町及び藤野町の1市2町による地域全体のまちづくり計画としてまとめたものです。

その他

(1) 神奈川県から移管される事務について

相模原市は中核市であるため、城山町の区域において神奈川県が実施している事務のうち、中核市が処理するとされている事務は、平成18年3月20日の相模原市、旧津久井町、旧相模湖町の合併に伴い移管された事務と同様、合併時に相模原市へ移管されることと事務の移管にあたっての基本方針、神奈川県との調整について説明がありました。

(2) 「相模原市・城山町合併市町村基本計画(素案)」の公表及び意見募集要領(案)について

「相模原市・城山町合併市町村基本計画」の作成にあたり、広く住民の意見を反映させるために、素案の公表及び意見募集(5月22日まで)を行うことが決まりました。(詳しくは下記をご覧ください。)

(3) 相模原市・城山町合併協議会協議スケジュール(案)について

合併協議会だより第13号(5月1日発行)でお知らせいたしましたとおり、第2回合併協議会は5月9日に開催されております。

アドバイザーからの一言

牛山アドバイザー

今回、城山町民の民意を踏まえて合併協議会が設置され、飛び地の状態の解消に向けて広域的なまちづくりについての議論を進められることとなった。とくに、まちづくりビジョンで一緒にした城山町のみなさんと協議が再開できたことは感慨深い。

全国的に合併した後のまちづくりが、本格的に議論されるようになってきている。本日の会議においても道路、施設、教育、防犯といった課題について議論が行われた。これからのまちづくりでは、地域自治体の設置を受け、市行政と地域の新しい関係が構築されていくと思う。相模原市においては、住民のニーズに応えた形で行政運営をしていくため都市内分権やパートナーシップ行政の議論もされている。

今後、城山町の皆さんともこのような課題について議論がされると思うので、今後のまちづくりに向けた精力的な協議をお願いしたい。

合併市町村基本計画(素案)にご意見をお寄せください

相模原市と城山町が合併した場合の、新市の円滑な運営と均衡ある発展に資する合併市町村基本計画の素案について、住民の皆様のご意見を募集しています。計画(素案)の全文は下記で配布しています。

配布場所 相模原市 相模原市・城山町合併協議会事務局(広域行政推進課)、市役所本館1階行政資料コーナー、各地域自治体事務所庶務課・出張所・公民館、津久井文化福祉会館、相模湖交流センター
城山町 合併推進課、情報コーナー、公民館図書室、保健福祉センター
藤野町 合併推進課、各支所
募集期間 5月22日(月)まで(必着)
記載事項 住所、氏名、電話番号を必ず明記した上、該当する箇所(どの部分についてのご意見がわかるように、見出し、行数などを明記してください)
ご意見とその理由について書いてください。
提出方法 直接持参か郵送、ファクス、Eメールで相模原市・城山町合併協議会事務局へ(〒229-0036 相模原市富士見6-6-23 けやき会館3階 ☎042-768-4066、Eメール kouiki-14@city.sagamihara.kanagawa.jp)

パブリック・コメント ご意見をお寄せください

相模原市では、城山町との合併について、5月22日(月)までの間、パブリック・コメントを実施しています。資料は相模原市広域行政推進課、相模原市役所本館1階行政資料コーナー、相模原市の各地域自治体事務所庶務課・出張所・公民館、津久井文化福祉会館、相模湖交流センターで配布しているほか、相模原市ホームページ「パブリック・コメント」でご覧いただけます。

ご意見は、直接持参か郵送、ファクス(042-768-4066)、Eメール(kouiki-21@city.sagamihara.kanagawa.jp)で、住所、氏名、電話番号を書いて5月22日(必着)までに広域行政推進課へ。提出書面の様式は問いませんが、口頭や電話でのご意見はご遠慮ください。いただいたご意見に対する個別の回答はいたしません。また、住所、氏名等の個人情報を除き、概要を公開させていただきます。お問い合わせ 相模原市広域行政推進課 ☎042-769-8206

相模原市と城山町の合併協議に関する説明会のお知らせ

相模原市・城山町それぞれの主催により、相模原市と城山町との合併協議に関する説明会が開催されています。これまで合併協議会で協議してきた内容をもとに、合併した場合の地域の将来像などを説明します。希望者は直接会場へお越しください。(車での来場は、ご遠慮ください。)

相模原市主催 説明会日程 下の表のとおり。各2時間程度 定員 100人程度(先着順)

Table with columns: 日にち, 開始時間, 会場, 日にち, 開始時間, 会場. Rows for dates 5月15日, 16日, 19日 and 20日, 21日.

お問い合わせ 相模原市広域行政推進課 ☎042-769-8206

城山町主催 説明会日程 下の表のとおり。各2時間程度

Table with columns: 日にち, 開始時間, 会場. Rows for dates 5月15日, 16日, 17日, 18日, 19日.

お問い合わせ 城山町合併推進課 ☎042-783-8065

相模原市・藤野町合併協議会委員の変更
新たに次の方に委員として就任していただきました。
岩見 久夫 藤野町行政委員代表者会議座長

会議開催のお知らせ

相模原市・城山町合併協議会 第3回

日時: 平成18年5月31日(水)午前10時から
会場: けやき会館5階大樹の間(相模原市富士見6-6-23)
傍聴: 100人(希望者多数の場合は、抽選となります。午前9時30分までに同会館4階研修室にお集まりください。)
内容: 合併市町村基本計画について など

相模原市・藤野町合併協議会ホームページ

http://www.sf-gappei.jp

相模原市・城山町合併協議会ホームページ

http://www.ss-gappei.jp

お問い合わせ先

〒229-0036

相模原市富士見6-6-23 けやき会館3階

☎042-769-8206 ☎042-768-4066

E-mail kouiki@city.sagamihara.kanagawa.jp

